



Title	フランス選挙制度史(二)
Author(s)	岡田, 信弘
Citation	北大法学論集, 30(2), 143-157
Issue Date	1979-10-17
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16287">http://hdl.handle.net/2115/16287</a>
Type	bulletin (article)
File Information	30(2)_p143-157.pdf



[Instructions for use](#)

# フランス選挙制度史(二)

岡田信弘

## 目次

### 序

第一章 フランス革命と選挙制度

第一節 革命前夜における選挙の問題

第二節 憲法制定議会と制限間接選挙制

第三節 国民公会と普通選挙制

第四節 テルミドール反動と制限間接選挙制

第五節 ナポレオン体制と選挙制度

第一章のまとめ(以上二九卷二号)

第二章 議会王制と制限選挙制

第一節 復古王制下の選挙制度

第二節 七月王制下の選挙制度

第三節 一九世紀前半の自由主義的思想家と選挙の問題

第二章のまとめ(以上本号)

第三章 普通選挙制の確立と定着

第四章 フランス的選挙制度の展開

結び

## 第二章 議会王制と制限選挙制

第一節 復古王制下の選挙制度

一 復古王制の成立と一八一四年憲章

一八一四年、一五年間にわたるナポレオン体制が軍事上の敗北によって崩壊し、それに代わってブルボン復古王制が成立した。

この復古王制に法的枠組を与えるべくルイ一八世によって欽定さ

れたのが「憲章」<sup>レキヤルト</sup>、いわゆる一八一四年憲章である。憲章は、議会についてイギリスの制度にならない二院制を採用し、国王任命の世襲議員によって構成される貴族院 (Chambre des Pairs) と財産資格に基づく制限選挙により選出される議員によって構成される代議院 (Chambre des Députés) とを設けた。<sup>(1)</sup> 代議院議員選挙については、選挙権が三〇歳以上で三〇〇フラン以上の直接税 (une contribution directe) を納入する者に、被選挙権が四〇歳以上の一〇〇〇フラン以上納入者にそれぞれ付与された (第三八条、第四〇条)。<sup>(2)</sup> ただし、被選挙権者が県において五〇名に満たない場合、それに達するまで一〇〇〇フラン以下の納税者の中から高額納税者が補充される (第三九条)。ところで、代議院議員は選挙会 (les collèges électoraux) によって選出されるが、その組織については法律によって規定されたとされた (第三五条)。

次いで、ナポレオンの「百日天下」<sup>(3)</sup> 後、選挙会召集のために制定された一八一五年七月一三日のオールドナンスは、選挙に関する憲章の若干の規定を修正し、新たに選挙方法について規定した。つまり、このオールドナンスは一種の二段階選挙制を採用し、アロンドイスマン選挙会 (collèges d'arrondissement) と県選挙会 (collèges de département) を設けたのである。前者の選挙人に

なるためには満二一歳に達していることで十分であるのに対し、後者の選挙人は満二一歳以上の高額納税者の中から選ばれる (第八条)。また、議員資格は満二五歳以上で一〇〇〇フラン以上の税を支払う者に限定された (第一〇条、第二三条)。したがって、オールドナンスは選挙権と被選挙権について憲章の規定を幾分緩和したといえる。選挙方法については、各アロンドイスマン選挙会が県の議員数と同数の候補者を提出し、県選挙会は少くとも議員の半数をこの候補者の中から選出しなければならないとされた (第五条、第七条)。この方法によれば、実質的な選挙権は県選挙会を構成する高額納税者に留保されることになる。<sup>(4)</sup>

一八一六年以後の復古王制の政治史は、立憲王党が支配する前期 (一八一六—二〇) と右派 (立憲王党右翼と過激王党<sup>ユレトワ</sup>との連携勢力) が支配する後期 (一八二〇—三〇) とに区分しうるが、それぞれ<sup>(5)</sup>の時期に注目すべき選挙法が一つずつ制定されている。

(1) 立法権は国王と両院により行使されるが、法律発議権は前者にのみ属し、後者の権限は法律案の議決にはば限定された。<sup>(6)</sup>

(2) ジャン・ロム氏によれば、一八二〇年の (直接) 税一〇〇〇フランは一九五九年の八〇万もしくは一〇〇万フランに相当するであろうとされる (ジャン・ロム『権力の座』について

大ブルジョアジー』木崎喜代治訳・岩波書店・一九七二、四四頁)。

なお、一八一四年憲章の正文については、L. Duguit, H. Monnier et R. Bonnard, *Les Constitutions et les premières lois politiques de la France depuis 1789*, 7<sup>e</sup> éd., (Paris, 1952), p. 168-174, 野村敬浩『フランス憲法・行政法概論』(有信堂・一九六二)五七三―五七九頁。

(3) ナポレオンがパリに帰還して制定した一八一五年四月二二日帝国憲法付加法は、以下のような選挙制度を定めていた。

(i) 選挙権および被選挙権―選挙権については、共和八年憲法の規定がそのまま維持された(第一条、共和八年憲法の選挙規定については、拙稿「フランス選挙制度史(一)」『北大法学論集』二九卷二号、二二七頁を参照)。付加法は、二院制を採用して立法院を世襲である貴族院と人民によって選出される代議院とに分けたが、代議院議員に選出されるには最低二五歳であることが必要であった(第八条)。

(ii) 選挙方法―県選挙会とアロンディスマン選挙会が共和一〇年テルミドール一六日の元老院令に従って維持された(第二七条、共和一〇年テルミドール一六日の元老院令については、拙稿「前掲論文、二二九頁を参照」。代議院議員六二九名は、次の三つのカテゴリーに分類される。すなわち、第一に各アロンディスマン毎に一名の割でアロンディスマン選挙会によって選ばれる三六八名、第二に各県の人口に比例して

県選挙会によって選出される二三八名、そして最後に営業および商工業の所有者の代表とされ、商工会議所および諮問評議会によって作成される被選挙人名簿に基づき、県選挙会によって選出される三名である(第三十一条、第三三条)。

この法律の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, *op. cit.*, p. 175-181, 野村「前掲書」五八〇―五八五頁。

(4) オルドナンスの正文については、*Archives Parlementaires*, 2<sup>e</sup> série, t. 15, p. 4 (Dut. A. P., 2. s. t. ... 略号)を参照。

(5) このオルドナンスに基づいて行なわれた一八一五年八月の選挙では、四〇二議席中三五〇議席を旧亡命貴族多数を含むユルトラが占め、ルイ一八世はこのユルトラ議會を「またと見出しがたい議會」(la Chambre introuvable)と呼んだ(André Martin-Pannetier, *Institutions et Vie Politique Françaises de 1789 à nos jours*, Paris, 1971, p. 33)。

(6) 中木康夫『フランス政治史(上)』(未來社・一九七五)五〇頁。

議會王制期の選挙法を扱った文献としては、Louis Mignac, *Le Régime Censitaire en France*, (Paris, 1900), がある。

二 一八一七年二月五日法(レネ法)

一八一六年一月二八日、内務大臣レネ(Laine)によって準

備された草案が議会に提出された。<sup>(1)</sup>一八一六年の選挙<sup>(2)</sup>で勝利し、議会を支配していた立憲王党派は、ユルトラが要求した選挙権の拡大、間接選挙制、五年毎の全員改選制などの構想<sup>(3)</sup>をしりぞけ、ユルトラの再進出を阻止するために農村よりも都市の大ブルジョワ、自由派地主に有利な直接制限選挙制を採用した。草案は、一八一七年一月八日まず代議院を通過し、次いで一月三日貴族院で可決され、二月五日公布された。

この選挙法は直接制限選挙制を採用したが、その手統はほぼ以下のようであった。<sup>(4)</sup>

(i) 選挙権および被選挙権—民事上および政治上の諸権利を享有し、しかも三〇歳以上で少くとも三〇〇フランの直接税を支払うフランス人男性に選挙権が認められた(第一条)。被選挙権は、一八一八年三月二十五日法により、四〇歳以上で一〇〇〇フラン以上の直接税を納入する者に付与された(第一条)。かくして、一八四年憲章の要件にもどったわけである。<sup>(5)</sup>

(ii) 選挙方法—選挙会は、各県に一つずつ設置され、直接議員を選出する(第七条)。<sup>(6)</sup>また、選挙に際しては名簿式三回投票制が用いられた。すなわち、選挙人は各回の投票で選出しなければならぬ人数と同数の氏名を含む名簿式投票用紙で投票し(第一三

条)、有効投票の絶対多数および登録選挙人の四分の一以上の票を獲得した者が最初の二回の投票で当選となる(第一四条)。三回目の投票では、候補者が空席数の二倍に制限され(二回目で上位の者)、有効投票の最多数を獲得した者が当選となる(第一五条)。この選挙法によって行なわれた一八一七、一八、一九年の三度の部分的改選において、ユルトラが選挙のたびに後退したのに対して、一八一七年に立憲派から分化した独立派がめざましい躍進をとげたことが指摘されている。<sup>(8)</sup>したがって、立法者の意図は一応達成されたといえよう。

(1) 草案の全文については、A. P., 2. s., t. 17, p. 563-564.

なお、草案の作成にはロワイエ・コラール (Royer-Collard) やギゾー (Gизо) などの「純理派」<sup>ドクトリン</sup>が協力したが、そのため一八一七年の選挙法は「純理派の傑作」ともいわれている(服部春彦「フランス復古王政・七月王政」『岩波講座世界歴史一九・近代六』岩波書店・一九七四、四二頁)。

(2) 國王は、一八一六年九月五日のオルドナンスでユルトラ議会を解散し、新しい代議院を召集することにした。このオルドナンスは、一八一五年のオルドナンスを一部修正し、選挙権年齢を三〇歳に、被選挙権年齢を四〇歳にするともに、代議院議員の数を二五八に減少した (Paul Bastid, *Des Institutions Politiques de la Monarchie Parlementaire*

*Frangaise, 1814-1848, Paris, 1964, p. 224.*)

オルドナンスに基いて行なわれた選挙では、国王与党の立憲王党派が大都市、北フランスなど資本主義先進地帯で圧勝し一五〇議席を獲得したのに対し、ユルトラは西部、南部など伝統的な後進農業地帯で議席を獲得したがそのほかの地域では後退し、結局八八議席に転落した(中木、前掲書、四九頁)。

(3) ユルトラが比較的低い税額による二段階選挙制を要求したことは、かれらの社会的基盤が大小貴族および聖職者にあり、主として農村を基盤としていたことにより説明される。

つまり、ユルトラは、「聖職者と貴族ががっちり固めた大多数の選挙人の下に自由主義的ブルジョワジー票を押し潰そうとしたのである」(ジャンリクリスチャン・ブティフィス『フランスの右翼』池部雅英訳・文庫クセジュ・白水社・一九七五、三二頁)。

(4) 一八一七年法の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 189-191.

(5) 一八一八年法の正文は、*ibid.*, p. 191.

(6) 提案者であるレネは、このような税額要件を正当化すべく、次のような発言を行なっている。「国家の重大な利害についての討論に参加しようと同等すべての投票に参加する国家の最高市民 (*les premiers citoyens*) は所有者propriétairesの中から現われる。そしてこれら所有者はそのより平凡な財産によって社会のあ

らゆる身分とかわかり、しかもその教養はフランス国王の全臣民を王座に対して代表するのにふさわしい人間の資質について十分明らかにしてゐる」と(A. P., 2, s., t. 17, p. 561)。

(7) レネは、「直接選挙は選挙人と議員の間に直接的關係を確立するが、この關係は選挙人には受任者へのより多くの信頼を、そして議員にはかれらの職務の行使におけるより多くの權威と重みとを与える」と述べて、直接選挙制を正当化した(*ibid.*, p. 562)。

フランスではこの選挙法の下で初めて直接選挙が実施された(一七九三年憲法も直接選挙制を採用していたが実施されることはなかった。一七九三年憲法の選挙制度については、拙稿、前掲論文、二一八―二一九頁を参照)。

(8) 選挙結果について詳しくは、服部、前掲書、四三頁、中木、前掲書、五〇頁等を参照。

三一八二〇年六月二九日法(二重投票法)

一八一九年の選挙で左翼たる独立派が勝利したことに危惧の念を抱いた政府は一八一七年法を修正する意向を表明し、一八二〇年四月一七日内務大臣シメオン(Simeon)が改正草案を議会に提出した。草案は代議院および貴族院で若干修正されて可決され、六月二九日公布された。

この選挙法は、高額納税者の選挙人に二重の投票権を与え、大

土地所有者の進出を企図したものであるといわれているが、ほぼ以下の様な手続を定めていた。<sup>(4)</sup>

(i) 選挙権および被選挙権——一八一七年法の規定がそのまま維持された(第二条)。

(ii) 選挙方法——各県には、一つの県選挙会と複数のアロンディスマン選挙会が設置される(第一条)。代議院議員の数は四三〇名とされたが、その中二五八名はアロンディスマン選挙会によって、残りの一七二名は県選挙会によって選出される(第二条)。<sup>(5)</sup> ただし、県選挙会は、県の全選挙人の四分の一に等しい数の高額納税者によって構成される(第二条)。したがって、県選挙会を構成する高額納税者(全国で約二五、〇〇〇人)が、アロンディスマン選挙会で他の選挙人とともに議員の五分の三の選出に参加し、県選挙会で残りの五分の二をかれらだけで選出するということになる。かくして、選挙過程における高額納税者(主として大土地所有者)の優位が人為的に確保されたのである。この法律も三回投票制を採用したが、最初の二回で当選するには有効投票の絶対多数および登録選挙人の三分の一以上の票を獲得することが必要である(第七条)。

この選挙法に基いて行なわれた一八二〇年十一月の選挙では右

派が圧勝し、左派自由派は四三〇議席中八〇議席を占めるにとどまった。<sup>(6)</sup>

(1) 時の政府は、ユルトラの支持を部分的に受けていたリッケー(Richelieu)内閣であった。したがって、以下の選挙法改正には多少ともユルトラの意向が反映されることになる。

(2) 草案は一種の二段階選挙制を規定していた。すなわち、アロンディスマン選挙会が提出した候補者の中から全選挙人の五分の一の高額納税者によって構成される県選挙会が議員を選出するというものである。草案の全文については、A. P., 2. s., t. 27, p. 250 を参照。

なお、シメオンは提案理由の説明(A. P., 2. s., t. 27, p. 248-250)の中で、アロンディスマン選挙会を設けたことについては選挙に参加する選挙人が多くなることを、そして二段階選挙制を採用したことについては選挙が二段階を経ることによって円熟したものであることを正当化理由としてあげている。

(3) 一カ月以上続いた審議において、ロワイエ・コラルル、バンジャン・コンスタン、ラファイエット、マニユエルなどが草案に反対した。ロワイエ・コラルルは後に一定の階級に二重の投票権を付与することは憲章によって認められた平等に違背するとしてこの法律を憲法違反であると非難したとい

われら (J.-P. Charnay, *Le suffrage politique en France*, Paris, 1965, p. 87)。

(4) 「この選挙法改正が地租中心の当時の租税体系からして、大土地所有者の政治的発言権の強化をめざすものであったことは明白である」(服部、前掲書、四四頁)。

(5) この選挙法の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, *op. cit.*, p. 192-193.

(6) したがって、草案の二段階選挙制はしりぞけられ、変則的な直接選挙制が採用されたことになる。

(7) 選挙結果については、Henry Bergasse, *Histoire de l'Assemblée*, (Paris, 1967), p. 165, 中木、前掲書、五一頁、服部、前掲書、四四頁等を参照。いずれにしても、政府目的は成就されたといえよう。

四 七月勅令と七月革命

一八二四年の選挙で<sup>(1)</sup>圧勝した右派は、自己の政権の長期安定化を図るために同年六月九日法<sup>(2)</sup>によって議員の五分の一の毎年改選制の廃止と議員任期の五年から七年への延長とを決定した。また、同年九月のルイ一八世の死とそれに続くシャルル一〇世(ユルトラ)の中心であったアルトワ伯)の即位は、右派の支配を一層強化した。

しかし、他方、自由派||政府反対派の活動もその後活発とな

<sup>(3)</sup>一八三〇年三月一六日には代議院が二二一票対一八一票で國王に憲章の尊重を迫る「勅語奉答文」を議決した<sup>(4)</sup>。これに対し、國王は五月一六日のオールドナンスで議會を解散し、六月二三日および七月三日の両日に選挙を行なうという対抗手段をとった。しかし、この選挙では四二八議席中二七四議席が反政府派で占められ、政府派議員は一四三名にすぎなかつた<sup>(5)</sup>。そこで、シャルル一〇世は、七月二五日、憲章第一四条に規定された國家の安全のための勅令発布権を發動して四つの勅令を公布したのである<sup>(6)</sup>。

この勅令において一八二〇年法の改正が図られたが、主たる改正点は次の通りである。第一に、県選挙会のみが議員を選出し、アロンデイスマン選挙会は県選挙会に対して候補者を提出する権利しか認められないこと<sup>(7)</sup>、第二に、選挙人・被選挙人の必要納税額の算定に際して地租(imposition foncière)と人的動産税(imposition personnelle et mobilière)のみが対象とされ、營業税(la patente)と戸窓税(les portes et fenêtres)は除外されることである。第一点は、選挙権の完全な行使を各県の選挙人の四分の一に等しい高額納税者に限定することを、そして第二点は、營業税の負担者たる商工業従事者から選挙権を剝奪することを意味する。したがって、この選挙法の改正の目的が、「自由



主義的傾向の強い実業ブルジョワジーを除外して、貴族と大土地所有者層に参政権を独占させ、新しい議院に政府支持の多数派を創出しよう<sup>(8)</sup>とするには想像に難くない。

しかし、パリの民衆はこの勅令に対してバリケードをもって応じた。七月革命が勃発したのである。

(1) 選挙の結果は、「王党派の完壁な勝利」であり、いわゆる「再び見出された議会」(la Chambre retrouvée) が出現した(Bergasse, op. cit., p. 168, 服部、前掲書、四四頁、中木、前掲書、五一―五二頁)。

(2) 一八二四年六月九日法の正文については、Duguit, Monier et Bonnard, op. cit., p. 193.

(3) 一八二七年一月に行なわれた選挙では、与党勢力と左右の政府反対派勢力との力関係が逆転し(一八二七年選挙について詳しくは、Sherman Kent, *The Election of 1827 in France*, London, 1975, を参照)、七年にわたったユルトラ政権は一旦崩壊した。ただし、ユルトラ政権は一八二九年のポリニャック(Polignac)内閣の成立により復活した。

(4) 奉答文については、A. P., 2, s., t. 61, p. 618-619.

(5) 選挙結果については、Bergasse, op. cit., p. 175, 服部、前掲書、四八頁、中木、前掲書、五五頁等を参照。

(6) 七月勅令は、(i)定期出版の自由を停止する勅令、(ii)代議院の解散に関する勅令、(iii)代議院の構成を修正する勅令、(iv)選

挙会の召集に関する勅令からなる。正文については、いずれ  
A. P., 2, s., t. 61, p. 639-641.

(7) この選挙方法は、一八一五年に「またと見出しがたい議会」を出現させたオルドナンスおよび一八二〇年にシメオンによって議院に提出された草案を想起させるものである。

(8) 服部、前掲書、四八頁。

## 第二節 七月王制下の選挙制度

一 七月王制の成立と一八三〇年憲章

七月革命は、ブルボン王朝に代えてオルレアン王朝を王位に据え、いわゆる七月王制を成立させた。七月王制に制度的枠組を与えた一八三〇年の憲章は、一八一四年憲章とちがって欽定ではなく、議会によって可決された「修正憲章」をルイ・フィリップが受諾するという形式(君民協約)で制定された<sup>(1)</sup>。

新憲章は、選挙権年齢を三〇歳から二五歳に、被選挙権年齢を四〇歳から三〇歳にそれぞれ引き下げることを規定した(第三二条、第三四条)が、選挙方法については二重投票制の廃止以外何も触れていない(第六九条)。したがって、税額要件や選挙方法は法律によって規定されることになる。

(1) その他の相違点として、国王の権限が縮小され、議会とりわけ代議院の権限が拡張されたことがあげられる。詳しく

47 Martin-Pannetier, op. cit., p. 36 を参照。

(2) 憲章の正文については Duguin, Monnier et Bonnard,

op. cit., p. 194-200, 野村、前掲書、五九四—五九八頁。

二一 一八三二年四月一日法

この法律は、一八三〇年二月三〇日に内務大臣モンタリヴェ (Montalivet) によって議会に提出された草案が修正可決されたものである。<sup>(2)</sup>

憲章の第六九条にしたがって制定された一八三一年四月一九日法は、選挙について以下のような手続を定めていた。<sup>(3)</sup>

(i) 選挙権および被選挙権—民事上および政治上の諸権利を享有し、しかも満二五歳以上で少くとも二〇〇フランの直接税を支払うすべてのフランス人男性に選挙権が認められた(第一条)。ただし、選挙区の選挙人の数が一五〇人に達しない場合は、一五〇人になるまで二〇〇フラン以下の高額納税者が召集される(第二条)。さらに、これらの選挙人のほかに、学士院会員と二〇〇フランの年金をもらいかつ選挙区に三年間居住する陸海軍の退役将校は、一〇〇フランの直接税 (le demi-cens) を支払うことによって選挙人になることができた(第三条)。<sup>(4)</sup> 被選挙権は、三〇歳以上で少くとも五〇〇フランの直接税を支払う者に付与された

(第五九条)。

(ii) 選挙方法—各選挙会は議員一名を直接選出するが、代議院が四五九名の議員によって構成されるので、四五九の選挙会(選挙区)が存在することになる(第三八条、第三九条)。投票は三回まで行なわれ、最初の二回の投票で当選するには有効投票の絶対多数と登録選挙人の三分の一以上の票を獲得することが必要である(第五四条)。二回目の投票が終っても選挙が完了しない場合には二回目の上位二人の間で第三回投票が行なわれ、最多数の票を獲得した者が当選となる(第五五条)。したがって、小選挙区絶対多数三回投票制ともいふべき選挙方法が採用されたことになる。

一八三一年法は、七月王制の全期間を通じて適用されたが、この法律に基いて選出された代議院の構成の特色としてフランス革命以前の貴族の比重が低下し、ブルジョワジーが議員の大部分をしめるようになったことや官吏議員 (députés-fonctionnaires) の比率がきわめて高かったことなどが指摘されている。<sup>(5)</sup>

(1) 草案は、被選挙権のための税額要件を一〇〇〇フランから五〇〇フランに引き下げ、医師、教師、弁護士、司法官、公証人、代訴人など、幅広い「能力者」の追加を定めていた(草案の全文は A. P., 2. s., t. 65, p. 712-715)。

なお、提案者であるモンタリヴェは、提案理由の説明の中で、「財産と知識」こそ選挙を行なうのに必要な能力であることを強調している(モンタリヴェの演説については、*ibid.*, p. 708-711)。広汎な「能力者」の追加は、「知識」を重視したことの帰結と考えることができるであろう。

(2) 草案が最終的に法律として可決されるまでのプロセスについては、Miginiac, *op. cit.*, p. 58-59.

(3) 一八三一年法の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, *op. cit.*, p. 200-211.

(4) ロム氏によれば、一八三一年法が選挙人団の構成におよぼした影響は相対的に小さく、選挙人団の倍加にしかならなかつたとされる(ロム、前掲訳書、九九頁、なお同書、一〇〇頁に掲げられている統計も参照せよ)。

(5) 選挙区については、Sherman Kent, *Electoral Procedure under Louis Philippe*, (London, 1937), p. 216-230 を参照。

(6) 七月王制下の官吏議員の数は、最低一四〇人、最高二〇〇人であり、それは三〇パーセントから四三パーセントの比率になるといわれている(ロム、前掲訳書、一〇二—一〇三頁)。

(7) 七月王制下の代議院の構成については、Miginiac, *op. cit.*, p. 92-93. 服部、前掲書、五一—五三頁、中木、前掲書、六一—六一頁。

### 第三節 一九世紀前半の自由主義的思想家と選挙の問題

#### 一 パンジャマン・コンスタン

パンジャマン・コンスタンは、ナポレオン体制、次いで復古王制下のユルトラに反対した自由主義思想の理論家であり、個人の自由主義の最も輝かしい擁護者であるといわれている。<sup>(1)</sup>つまり、かれの政治理論の課題は、「何よりもこの個人的自由を守り抜かんがため、その保障として扱えられた政治的自由<sup>(2)</sup>政治的権利の体系を、制度論あるいは機構論として構成して行くこと」<sup>(3)</sup>にあったのである。コンスタンにとって、自由とは「個性の勝利」(Le triomphe de l'individualité)、すなわち「少数者を多数者に服従させる権利を要求する大衆にたいすると同じように、専制主義によって支配しようとする権威にたいする個性の勝利」<sup>(4)</sup>を意味し、それゆえかれはデモクラシーと専制主義の両方をしりぞけて立憲君主制を支持するに至る。<sup>(5)</sup>

コンスタンは、立法権について世襲的貴族院と代議院とからなる二院制の採用を説いたが、その下院たる代議院の選挙については「国民代表に真の力と世論の内部にまで至る深い根とを付与しよう」<sup>(6)</sup>として、直接選挙制の採用を主張した。しかし、これは決して普通選挙制の帰結を意味するものではなく、かれが「選挙会

制度に代わって直接選挙制が採用されるなら、財産上の諸要件は不可欠になるであろう<sup>(6)</sup>と述べていることに留意しなければならぬ。かれは、「選挙を行なうのに必要な」知識の獲得と判断の公正さとは余暇が不可欠であり、そしてその余暇を確保する財産のみが人間が政治的諸権利を行使することを可能にする<sup>(7)</sup>と考えていたのである。このような言説からは、当然税額に基く制限選挙制が帰結することになる。

(1) ジャック・ドローズ『フランス政治思想史』(横田地弘訳・文庫クセジュ・白水社・一九五二)七九頁。

なお、本節では、議会王制下の制限選挙制を根拠づける理論を展開した思想家として、一九世紀前半の三人の自由主義的ないし立憲主義的思想家ととりあげ簡単に考察する(一九世紀前半の自由主義思想を扱った基本的文献としては、田中治男『フランス自由主義の生成と展開』東京大学出版会・一九七〇がある)。

(2) 田中、前掲書、二六頁。

(3) Marcel Prélot et Georges Lescuyer, *Histoire des idées politiques*, 5<sup>e</sup> éd., (Paris, 1975), p. 447.

(4) 「自由は立憲君主制の下において十分かつ完全に存立しうる」(田中、前掲書、四〇頁から引用)。

(5) *Œuvres de Benjamin Constant*, (Librairie Gallimard,

1957), p. 1133.

(6) *Ibid.*, p. 1145.

(7) *Ibid.*, p. 1147.

また、コンスタンはある著名な文筆家の意見を引きながら次のように述べて、財産要件の必要性を説いている。「非所有者 (les non-propriétaires) が政治的諸権利をもつ時、以下に言及する三つの事態が起きる。非所有者が(行動の)推進力をかれら自身からしか受けない時にはかれらは社会を破壊し、権力の座にある人もしくは人々からそれを受ける時にはかれらは暴政の道具となり、そして最後に、権力づくくことを希望する人々から受ける時にはかれらは党派の道具となる。かくして、財産上の諸要件が必要となるのである、それは選挙人と被選挙人の両方にとって等しく必要である」(*ibid.*, p. 1148)と。

ところで、コンスタンは選挙権および被選挙権要件としての財産について、土地財産 (propriété foncière) と産業財産 (propriété industrielle) のほかに知的財産 (propriété intellectuelle) をとりあげ検討している。詳しくは *ibid.*, p. 1149-1154, 田中、前掲書、四六一-四七頁。

## 二 ロワイエ・コラール

「憲章」に則った自由主義<sup>(1)</sup>の代表者とされるロワイエ・コラールは、ユルトラが議会を支配することを警戒すると同時に「デ

モクラシーがあふれて流れ出す<sup>(2)</sup>ことをも怖れた。したがって、かれは自由を「絶対君主政あるいは絶対民主政のいずれの形式にしろ、絶対的な国家権力から生ずる可能性のある脅威を制限する力」<sup>(3)</sup>だと考えるときにも、主権については君主主権と人民主権の両方を排斥し「理性主権」(La souveraineté de la raison)を主張したのである。<sup>(4)</sup>

では、R・コラールは選挙についてどのように考えていたのであろうか。議會を意思や人格<sup>esprit, volonté</sup>ではなく國民のさまざまな利益を代表するものとみなしていたかれは、代表されるにふさわしい利益を有する者のみ選挙権を与えることを主張した。かれは、その利益をもたないすべての人を選挙から排除すべきであるとしたのである。そして、この排除を正当化すべく展開されたのが「選挙権公務論」であった。理性を主権者であるとしたR・コラールにとって、市民は自分自身ではいかなる権利もたず、選挙人の資格も憲章が付与するものであった。<sup>(5)</sup>要するに、かれは、選挙権を人間の尊厳そのものに固有でもなく、また自然権でもなく、一の義務、一の公務であり、必要最小限の知識・経験をもたなくては遂行しえないものであると考えたのである。<sup>(6)</sup>このような考えのもとに、R・コラールは、一八一四年憲章が定めた税額要件を正当

化し支持したのである。<sup>(7)</sup>

(1) 田中、前掲書、五七頁。

(2) "La démocratie contre à plein bords." (J・P・メイヤー『フランスの政治思想』五十嵐豊作訳・岩波書店・一九七〇

・三〇頁)。

(3) メイヤー、前掲訳書、三〇頁。

(4) R・コラールの主権論については、Robert de Nesmes-

Desmarts, *Les doctrines politiques de Royer-Collard*, (Paris, 1908), p. 25 ff. を参照。「理性主権」についてはとくに p. 51-64)。

(5) R・コラールによれば、選挙人と被選挙人は、「憲章の官吏」(fonctionnaires de la Charte)であるとされる (*ibid.*, p. 125)。

(6) R・コラールの「選挙権公務論」について詳しくは、*ibid.*, p. 113-126, Charney, op. cit., p. 88, ドローズ、前掲訳書、八三頁等を参照。

(7) R・コラールは、このほかに、代議院の毎年の部分的改選

制と直接選挙制を支持した (Nesmes-Desmarts, op. cit., p. 126)。

三 ギゾー

三 ギゾー

ギゾーは、七月王制の下で大臣および首相職を歴任したが、その際、ジュスト・ミリュール(中庸)と呼ばれる政治を行なった。<sup>(1)</sup>

すなわち、かれは復古王制の復活を企図するシャルル一〇世派、および普通選挙権の獲得をスローガンとする共和派の両方と対決し、「中間階級(中産階級)」を担い手とする政治を遂行したのである。そのため、かれはロワイエ・コラル同様、君主主権および人民主権とは区別される理性主権の立場をとった。

普通選挙制を憲章の政治にたいするアナルシーの支配そのものと解したギゾーは、選挙権を中間階級に限定すべく、「政治的権利は普遍的でなく、万人に平等ではない。それは特殊であり、限定的である」と述べて政治的権利における平等を否定した。かくして、ギゾーは、一八三〇年憲章および一八三一年法が規定した税額に基く制限選挙制に頑迷に固執し、普通選挙制の要求に対して「働いて金持になりたまえ。そうすれば諸君は有権者になれるであろう」と答えそれを断固拒否したのである。

(1) ギゾーは、復古王制の下では「純理派」の一人として概ね政府反対派に位置していたが、七月王制の下では一転して体制イデオログとして活躍した。

(2) ギゾーは「中間階級」について次のように説明している。

「中間階級は、市民秩序においてははいかなる特権も制限もつけず、かつ政治秩序においては国民全体の上昇運動に絶えず開かれており、我々の見解では、それは最良の機関であり一七

八九年の諸原則の最良の番人でもある」と (Guixot, *Mémoires*, t. VIII, p. 523, cité par Migniac, op. cit., p. 52-53)。

田中氏は、ギゾーの階級理解における錯覚(または虚偽意識)について「ギゾーの観念の中では古き貴族階級の現存が前提されている。だからその下に位置する階級は「中間階級」である。これはもちろん大ブルジョワたちである。しかしながら旧来の特権的貴族は大革命以来もはや存在しないのである。だから当然大ブルジョワたちが最上層の階級となっている」との興味深い指摘を行なっている(田中、前掲書、一一〇頁)。ギゾーが「中間階級」によって理解したものと今日我々がそれによって普通理解するものとの間には相当のズレがあることに留意しなければならないであろう。

(3) 一八三一年一〇月五日の代議院における発言 (A. P., 2, s. t. 70, p. 371)。

なお、この発言は、シェエスの能動市民と受動市民の区別を想起させるものとして興味深い。

(4) Paul Bastid, *L'avènement du suffrage universel*, (Paris, 1948), p. 25, メイヤール、前掲訳書、三四頁。

以上の簡単な考察から、三人の思想家がいずれも「一七九三年の精神」ではなく「一七八九年の精神」に基いて自己の憲法構想および選挙構想を構築したことが推測される。すなわち、かれらはロベスピエールやコンドルセではなく、シ

エースやバルナーヴの理論を継承し、それを再構成したといえよう。

第二章のまとめ

議会王制期の選挙制度の特徴は、かなり高い税額に基づく制限選挙を採用したことにある。

ここでは、第二章のまとめにかえて、(i) 税額制限選挙制と選挙権理論 (ii) 議会王制期の選挙方法、(iii) 税額制限選挙制の政治的帰結の三点について少しく検討する。

(i) 税額制限選挙制と選挙権理論

議会王制期の選挙制度の基本的特徴である税額制限選挙制を支持した人々は、革命期に税額による制限・間接選挙制を支持した人々が展開した選挙権についての理論をほとんどそのまま継承した。すなわち、かれらは選挙に参加しうる者を「利益と能力」を有する者に限定しようとし、しかも政治能力をはかる基準として「富(財産)」を重視したのである。ただし、議会王制期の人々が、「富(財産)」にくわえて「知識」をも重要な基準と考えたことに留意しなければならない(バンジャマン・コンスタンやモンタリヴェの意見を参照)。そして、この基準は、一八三一年法で部分的に採用されたのである。

(ii) 議会王制期の選挙方法

近代選挙法の原則の一つである直接選挙制が、フランスではこの時期(一八一七年法以降)に確立したことに注目しなければならない。

(iii) 税額制限選挙制の政治的帰結

選挙の日付	人口	登録選挙人	投票者 (%)
〈復古王制〉 1815. 8.....	29, 574, 963	C. D. 20, 711	15, 260(73. 7)
		C. A. 50, 911	35, 631(70. 0)
1816. 10.....	29, 250, 061	C. D. 20, 066	14, 316(71. 3)
		C. A. 48, 958	38, 123(77. 9)
1824. 3.....	31, 274, 011	C. D. 24, 423	19, 144(78. 4)
		C. A. 99, 125	84, 259(85. 0)
1827. 11.....	31, 994, 633	C. D. 21, 748	17, 805(81. 9)
		C. A. 88, 003	74, 655(84. 3)
1830. 6.....	32, 485, 479	C. D. 23, 280	20, 329(71. 9)
		C. A. 94, 598	86, 515(91. 5)
〈七月王制〉 1831. 7.....	32, 569, 223	166, 583	125, 090(75. 5)
1834. 6.....	32, 992, 581	171, 015	129, 211(75. 6)
1837. 11.....	33, 751, 227	198, 836	151, 720(76. 3)
1839. 3.....	33, 987, 495	201, 271	164, 862(81. 9)
1842. 7.....	34, 457, 282	220, 040	173, 694(78. 9)
1846. 8.....	35, 401, 761	240, 983	199, 827(82. 9)
〈第二共和制〉 1848. 4. 23...	35, 574, 553	8, 220, 664	6, 867, 072(83. 5)

前頁に掲げた統計から明らかのように、議会王制期の税額制限選挙制は選挙権をきわめて限られた人々にしか与えず、それにより、少数の富める人々によって構成される「法的な国」<sup>「マイ・レガール」</sup>と国民の大部分によって構成される「現実の国」<sup>「マイ・レヤル」</sup>とを分離・対立させ、後者を議会制の枠内からほとんど完全に排除したのである。したがって、議会王制期の税額制限選挙制は、いわゆる「富者のアリストクラシー」<sup>(2)</sup>(有産者寡頭支配体制)の出現を政治的に帰結したといえよう。

(0)ただし、第二院についてはその後も間接選挙制が用いられている。

(1)この統計は、Migniac, op. cit., p. 85 に掲載されている表に基づいて作成したものである。なお、C. D. は県選挙会 (collèges de département) が、C. A. はブロンディスマン選挙会 (collèges d'arrondissement) をそれぞれ意味する。

(2)「富者のアリストクラシー論」については、拙稿、前掲論文、二〇九頁のマラーの発言等を参照。

(未完)



## Histoire des systèmes électoraux en France (2)

Nobuhiro OKADA

À la suite du vol. XXIX no. 2 de cette Revue (1978), on continue d'examiner l'histoire des systèmes électoraux en France. Ce présent numéro traite l'époque des monarchies parlementaires au XIX<sup>e</sup> siècle : la Restauration et la Monarchie de Juillet. Ce qui caractérise les systèmes électoraux de cette période, c'est le système censitaire. On résumera les conclusions de l'examen dans ce numéro en trois rubriques suivantes ;

### 1) Le système censitaire et deux théories de l'électorat

Ceux qui ont soutenu le système censitaire employèrent "la théorie de l'électorat-fonction", non pas "la théorie de l'électorat-droit" ; Ils ont cru que l'électorat devait être limité à ceux qui avaient l'intérêt, la capacité et la lumière. On a reproduit ainsi la théorie qui légitimait les systèmes censitaires et indirects pendant la Révolution.

### 2) Le mode électoral

À cette époque-là, on a établi le système du suffrage direct qui est devenu un des principes des lois électoraux modernes (mais, en ce qui concerne la deuxième chambre, même dès cette époque, on a employé le suffrage indirect).

### 3) La conséquence politique du système censitaire

Le système censitaire à la phase des monarchies parlementaires a séparé le pays légal (qui était constitué par un petit nombre des riches) du pays réel (qui était constitué par l'écrasante majorité de la nation), et exclu celui-ci du cadre légal du système parlementaire presque parfaitement. C'est par conséquent et politiquement que le système censitaire n'était autre chose que "l'aristocratie des riches".